

都筑多文化・青少年交流プラザ運営団体選定結果

都筑区は、都筑多文化・青少年交流プラザの運営団体（受託候補者）を次のとおり特定しましたので、経過について公表します。

1 運営団体（受託候補者）

特定非営利活動法人つづき区民交流協会

2 都筑多文化・青少年交流プラザの事業内容

(1) 国際交流・在住外国人に対する支援に関する業務

- ア 多言語による情報提供・生活相談
- イ 窓口での生活相談受付・情報誌の発行、ホームページの作成・情報発信等
- ウ 日本語教室及び日本語学習発表会・交流会の開催
- エ 日本語ボランティア養成講座（日本語ボランティア連絡会との協働）の開催
- オ 市民団体による日本語教室の開催支援
- カ 外国につながる子どものための学習補助事業
- キ 外国人ボランティアによる活動の推進（通訳・翻訳・多言語お話し会など）
- ク 関係団体・関係機関とのネットワークの構築
- ケ 在住外国人同士、在住外国人と日本人が相互理解を図るための交流事業の実施
- コ 国際交流ラウンジ業務全般に渡るコーディネーター
- サ 国際交流カフェ実行委員会の活動への必要な協力
- シ アフリカ（ボツワナ共和国）との交流事業の実施
- ス 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国際交流事業の実施
- セ 外国語による読書活動の推進

(2) 青少年の地域活動拠点づくり事業

- ア 中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の運営
- イ 中・高校生世代を中心とした青少年が、仲間や異世代と交流する機会の提供
- ウ 中・高校生世代を中心とした青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施
- エ 青少年育成に取り組む支援者の情報交流・やネットワークづくり及び人材育成
- オ 主に中・高校生を対象とした学習支援等
- カ 課題を抱える青少年の早期発見・早期支援のための声かけ、傾聴、相談事業
- キ 関係機関会議及びカンファレンスの開催による、早期発見・早期支援に向けた連携づくり
- ク その他、本市が必要と認める事業

3 選定の経過

(1) 応募資格等

別添応募団体募集要項参照

(2) 選定方法

- ・運営団体を公募しました。
- ・選定にあたって、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第5条に基づき、評価委員会を設置し、応募団体のヒアリング等のうえ、提案内容の評価を行いました。
- ・評価委員会の評価結果を踏まえて、区が運営団体（受託候補者）を特定しました。

ア 募集要項配布期間

平成28年7月20日から8月1日まで

イ 応募団体（提案者）

特定非営利活動法人つづき区民交流協会（所在地横浜市都筑区）

ウ 評価委員会

以下のとおり評価委員会を開催しました。

- ・日時：平成28年9月23日10時から11時15分まで
 - ・場所：都筑区役所5階第1会議室
 - ・議題：応募団体による提案内容の説明、評価委員からの質疑、及び評価
- ※詳細は別添「評価委員会開催経過及び評価結果」を参照

エ 評価委員会の評価結果

下記の項目（※別添評価基準項目参照）に沿って各委員が採点し評価を行いました。提案者は1団体でしたが、提案内容を総合的に判断し、適正であると認められました。

大項目	評価項目	特定非営利活動法人 つづき区民交流協会
基本的事項 (満点175点)	組織体制、財務状況、業務履歴・実績	155点
運営・事業計画・取組姿勢 (満点275点)	運営や事業への視点、事業の独自性・実現性、予算書	219点
その他 (満点50点)	個人情報の取り扱い	38点
合計 (満点500点)		412点

問い合わせ

都筑区地域振興課

担当者：小林、山口

電話 045-948-2235

メールアドレス tz-chishin@city.yokohama.jp

評価委員会開催経過及び評価結果

件名	都筑多文化・青少年交流プラザ運営に関する委託
----	------------------------

○評価委員会開催経過

委員会開催日時 及び開催場所	平成 28 年9月 23 日(金) 10 時から 11 時 15 分まで 都筑区総合庁舎 5階第1会議室					
評価委員の出席状況	石川委員長	奥田委員	関谷委員	長島委員	村上委員	出席者数
「○」出席・「×」欠席	○	○	○	○	○	5/5
事務局	下村課長、小林係長、山口係員					

○議事内容、発言要旨等

議事内容・作業内容	<p>1 委員紹介及び定足数の確認 委員 5 人全員出席で定足数 5 分の 4 以上に達しているため、本委員会が成立していることを確認した。</p> <p>2 評価委員会の進行及び評価方法等について（確認） 応募団体のヒアリングについて、応募団体による提案内容の説明を 15 分、その後質疑応答を 15 分行うことを確認した。また、評価について、評価基準項目（別紙）に従い、1 委員あたり各項目 5 点の合計 100 点満点で採点し、委員 5 人の合計点を団体の評価点（500 点満点）とすること、最低評価基準として下記 2 点いずれかに該当する場合は、候補者として選定しないことを確認した。</p> <p style="margin-left: 20px;">最低評価基準</p> <p style="margin-left: 20px;">① 評価点が満点の 6 割に満たない（300 点未満）</p> <p style="margin-left: 20px;">② 委員の過半数が 1 点の評価をつけた項目があった場合</p> <p>3 応募団体のヒアリング 応募団体（特定）による提案内容の説明及び質疑応答を行った。（質疑応答の要旨については、下記「発言要旨」参照）</p> <p>4 採点審査及び評価結果の確定 団体の評価点が適正に集計されていることを確認し、特定非営利活動法人 つづき区民交流協会を 1 位団体とすることを決定した。</p>
確認事項・作業内容 など	・各委員の評価を集計し、412 点を獲得した特定非営利活動法人 つづき区民交流協会を 1 位団体として決定した。
発言要旨	<p style="margin-left: 20px;">応募団体のヒアリング 質疑応答について</p> <p style="margin-left: 20px;">（委員）研修について、団体としての研修とは別に、プラザ独自の研修はどのように実施するか説明してほしい。</p> <p style="margin-left: 20px;">（団体）OJT と月に 1 度のスタッフ会議で公共施設としての役割や利用者への寄り添いについて考える機会を設けるとともに、事例研究等を含めた研修を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">（委員）日常的に在住外国人と関わる機会の少ない区民に多文化共生等の理解</p>

	<p>を深めるアプローチは考えているか。</p> <p>(団体) つづきMYプラザでは、外国につながるこどもの現状を地域で考えるきっかけとして多文化共生セミナーを開催している。単発のイベントを実施するというよりはセミナー開催などを定期的に行うことが効果的だと考えている。広報誌も発行しているが、新たな取り組みも考えていきたい。</p> <p>(委員) 個人情報保護の取り組みについて監査を実施しているとあるが、監査責任者は団体内部の職員か、外部監査か教えてほしい。また審査結果は、どのようなものだったか教えてほしい。</p> <p>(団体) プライバシーマーク取得の際に外部機関の審査を受けてきたが、個人情報保護については、今後は内部監査を基本としていくつもりである。指定管理施設も受託しているため、指定管理者に義務付けられている外部機関評価等を活用し、団体として外部評価を受けていく。</p> <p>(委員) 青少年関係の取り組みについて、具体的な発展のイメージを説明してほしい。今後5年間の展望もあれば教えてほしい。</p> <p>(団体) 青少年セミナーは、アンケートで青少年から寄せられた「やりたいこと」をベースに展開していくことを目標としている。昨年度は音楽関係の内容を実施し、今年度はダンスに関する内容を実施する予定だが様々なニーズを把握していきたい。今後5年間の展望としては、自らボランティア企画を立ち上げる「STEP UP プログラム」を拡充していきたい。</p> <p>(委員) 広報誌は何部作成し、どのように配布しているのか。</p> <p>(団体) 毎月500部程度発行し、関係機関に配布をお願いしている。ホームページでもカラーページで公表しており、アクセスは多い。</p> <p>(委員) 外国人の利用者は、どの国や地域が多いのか教えてほしい。</p> <p>(団体) 感覚として多いのは、フィリピン、ブラジル等が多いと思う。</p> <p>(委員) スタッフの質の維持、継承という点で意識していることはあるか。</p> <p>(団体) 傾聴スキルは非常に重視している。スタッフ会議でスタッフ間の情報共有に努め、人材の質を維持していきたい。スタッフの傾聴スキルは施設の明暗を分ける最も重要な要素であると考えているが、傾聴は感覚的な部分も多分にあるため、机上での研修だけでなく、日常業務の中で指導していきたい。</p>
--	--

○提案への採点状況

大項目	評価項目	特定非営利活動法人 つづき区民交流協会
基本的事項 (満点175点)	組織体制、財務状況、業務 履歴・実績	155点
運営・事業計画・取組姿勢 (満点275点)	運営や事業への視点、事業 の独自性・実現性、予算書	219点
その他 (満点50点)	個人情報の取り扱い	38点
合計 (満点500点)		412点

都筑多文化・青少年活交流プラザ 運営団体選定 評価基準項目

	評価項目	評価の着目点
基本的事項	組織体制	1 定款、規約、会則等が整い、事業目的がプラザの内容に合致している
	財務状況	2 健全な財務状況にある
	業務履歴・実績	3 施設の運営の実績がある
		4 人材の確保・育成の実績がある
		5 地域と連携した事業実施の実績がある
		6 外国人支援・国際交流分野で事業実績がある
		7 青少年育成分野で事業実績がある
運営・事業計画・取組姿勢	運営や事業への視点	8 プラザの設置趣旨を理解し、団体としての理念も明確である。
		9 地域団体・ボランティア等と協力して事業を進める意向が見られる
		10 外国人支援・国際交流分野における課題を把握している
		11 青少年育成における課題を把握している
		12 社会情勢や地域ニーズへ対応する姿勢が見られる
	事業の独自性・実現性	13 運営に適した人材確保・育成の方法に具体性がある
		14 提案した国際交流・外国人支援事業に具体性がある
		15 提案した国際交流・外国人支援事業に企画力(独自性)がある
		16 提案した青少年事業に具体性がある
		17 提案した青少年事業に企画力(独自性)がある
予算書	18 算出根拠が明らかである	
その他	個人情報の取り扱い	19 個人情報に関する管理規定がある
		20 職員研修を実施している

各5点

都筑多文化・青少年交流プラザ (つづき MY プラザ) 運営団体募集要項

運営委託期間:平成 29 年4月1日から平成 34 年3月 31 日

本要項により、都筑多文化・青少年交流プラザの運営団体を募集します。

1 都筑多文化・青少年交流プラザの事業について

都筑多文化・青少年交流プラザは、国際交流ラウンジ機能及び青少年の地域活動拠点としての機能を有します。また、市民活動団体等が自主的に活動する場としても活用し、多世代の交流を図ります。

〈国際交流ラウンジ機能〉

在住外国人に対して、身近な場で日常生活を中心とする様々な情報を提供するとともに相談に応じる等の支援を通して、日本人と外国人との共生を図ることを目的としています。

〈青少年の地域活動拠点〉

中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い自由にくつろげる場の提供、仲間や地域の大人と交流する機会の提供、様々な体験の場の提供、青少年自らによる事業企画・運営への支援等を行う拠点として、青少年の健やかな成長を支援します。

2 都筑多文化・青少年交流プラザの概要

(1) 名称

都筑多文化・青少年交流プラザ *以下「プラザ」という。

(2) 所在地

横浜市都筑区中川中央一丁目 25 番 1 号 (ノースポート・モール 5 階)

(3) 開設日

平成 19 年 11 月 30 日

(4) 設備概要（別図参照）

プラザ全体面積 404.95 m²

○ **事務室・受付（21.2 m²）**

多言語対応が可能な窓口スタッフを常時2人以上配置し、外国人に対する外国語による生活情報等の収集・提供や相談を行います。また、研修室、多目的室、音楽スタジオ、ダンススタジオの貸出管理を行います。

外国人支援に関する事業や青少年のための事業の企画やコーディネートを実施します。

○ **ラウンジ（50.4 m²）**

多言語の生活情報など、外国人向けの資料を整備します。

在住外国人、青少年が気軽に集い、くつろげる場として使用します。

○ **研修室1（定員 18人、24.9 m²）**

少人数の会議、個別の面接などに使用します。また、日本語教室の際の一時託児の部屋としても活用していきます。

○ **研修室2（定員 45人、68.4 m²）**

在住外国人向け日本語教室やボランティア養成講座などに使用します。また、市民活動団体の会議や講座等にも活用していきます。

○ **多目的室1（定員 24人、55.5 m²）**

予約なしで気軽に使用できるスペースです。

15:30以降は青少年のみ対象に自習等に使用します。

可動間仕切りを外すと、多目的室2と合わせて使うことができます。

○ **多目的室2（定員 24人、36.5 m²）**

グループワークなど多目的な使用ができます。

○ **音楽スタジオ（21 m²）**

バンド演奏に必要な、アンプ、ミキサー、ドラムなどを備え、青少年の音楽演奏の練習の場として貸し出します。

○ **ダンススタジオ（32.77 m²）**

フローリング、壁面鏡張りの仕様で、青少年のダンスなどの練習の場として貸し出します。

○ **相談室（8.98 m²）**

青少年や外国につながるこどもの相談や傾聴を行うためのスペースです。

(5) 開館時間

○ **開館時間**

午前10時から午後9時まで

ただし、土曜日、日曜日、休日は午前10時から午後6時まで

○ **休館日**

毎月第3月曜日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

3 運営団体が行う業務

(1) 国際交流・在住外国人に対する支援に関する業務

- ア 在住外国人に対する情報提供・相談
- イ 情報の収集・整理
- ウ 日本語ボランティア養成講座等の人材育成
- エ 市民団体による日本語教室の開催支援

(2) 施設の管理に関する業務

- ア 研修室、多目的室、音楽スタジオ、ダンススタジオ等施設全般の利用管理
- イ その他プラザの管理に関する業務

(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業

- ア 中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の運営
- イ 中・高校生世代を中心とした青少年が、仲間や異世代と交流する機会の提供
- ウ 中・高校生世代を中心とした青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施
- エ 青少年育成に取り組む支援者の情報交流・やネットワークづくり及び人材育成
- オ 主に中・高校生を対象とした学習支援等
- カ 課題を抱える青少年の早期発見・早期支援のための声かけ、傾聴、相談事業
- キ 関係機関会議及びカンファレンスの開催による、早期発見・早期支援に向けた連携づくり
- ク その他、本市が必要と認める事業

※なお、本業務に係る経費については、「青少年の地域活動拠点づくり事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付申請をすることができます。

※業務の詳細は、別添仕様書の業務内容を参照ください。

4 応募資格及び欠格事項

(1) 応募できる団体は、次の項目すべてを満たす法人その他の団体とします。個人での申請はできません。

- ア 活動の内容が次のア～エのいずれにも該当しない団体
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - (ウ) 特定の公職の候補若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - (エ) 公益を害するおそれのある活動
- イ 代表者もしくは役員が、次のア～ウのいずれにも該当しない団体
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
 - (ウ) 指定暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月法律第77号）第2条第3号に規定する団体）の構成員である者
- ウ 横浜市的一般競争入札有資格者名簿において、「320 各種調査企画」又は「350 その他の委託等」の種目で登録されていること又は委託契約を締結するまでの間に登録さ

れていることが見込まれている団体

(2) 次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における入札の参加資格を制限されていること

イ 直近3か年の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

ウ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

5 応募手続

(1) 参加意向申出書等の提出

公募に参加する意向のある団体は、参加意向申出書等を提出してください。

(申出書等の提出がない場合、(2)以降の手続きに参加できませんのでご注意ください。)

ア 提出期間

平成28年7月20日(水)から平成28年8月1日(月)まで

イ 提出方法

参加意向申出書(様式1)に必要事項を記入の上、団体概要書(様式2)を添付し、持参によりご提出ください。

ウ 参加資格の確認

提案の資格について確認し、参加資格確認結果を平成28年8月10日(水)に発送します。また、参加資格を有することを認めた場合には、プロポーザル関係書類提出要請書にて通知します。

(2) 質問書の提出

質問書は、質問のある場合に提出します。(参加資格を有することが認められた団体のみ、提出することができます。)

また、窓口、電話等での質問、問合せには、一切お答えできません。

ア 提出期間

平成28年8月10日(水)から平成28年8月19日(金)まで

イ 提出書類

質問書(様式3)

ウ 提出方法

持参、電子メール又はFAXでご提出ください。

持参以外での提出の場合は、電話にて到達確認を行ってください。

エ 回答方法

提出いただいた質問の回答は、平成28年8月25日(木)までに質問書に記入していただいた連絡先に、電子メール又はFAXで送付します。

(3) 提案書類の受付

ア 提案書類受付期間

平成28年8月26日(金)から平成28年9月1日(木)まで

受付時間：午前8時45分から午後5時まで

イ 提出書類

- ① 提案書書（様式4）
- ② 団体概要書（様式2） ※参加意向申出時に提出した物を再度提出してください
- ③ 事業計画書（青少年活動拠点除く）（様式5）※5ページまで作成可
- ④ 事業予算書（青少年活動拠点除く）（様式6）
- ⑤ 事業計画書（青少年活動拠点）（様式7）※5ページまで作成可
- ⑥ 事業予算書（青少年活動拠点）（様式8）
- ⑦ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ⑧ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- ⑨ 応募申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の事業報告書（様式自由）
- ⑩ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は8時間で一人と換算してください）（様式9）
NPO法人、任意団体等においては、これらに類する書類
- ⑪ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（直近3か年の事業年度の法人税・消費税及び地方消費税の証明書になります）
- ⑫ パンフレット等団体の概要のわかるもの
- ⑬ 応募団体の個人情報の取扱いに関する規定類

ウ 提出部数

①から順に並べ、原本を1部、写しを10部提出してください。

エ 提出方法

事前に電話連絡の上、持参してください。

(4) その他

提出された提案書類の変更、追加は、原則できません。また、提案書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

6 申請書等作成に関する補足事項等

- (1) 国際交流・在住外国人に対する支援に関する業務及び施設の管理に関する業務についての事業計画書、予算書の事業実施期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。また、委託料の上限を8,762千円（税込）として作成してください。
- (2) 青少年の地域活動拠点づくり事業についての事業計画書、予算書の事業実施期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。
また、補助額の上限を8,450千円（税込）（平成28年度補助額）として作成してください。
- (3) 上記事業の予算支出項目の考え方は、次のとおりです。

人件費（窓口スタッフ）	・ 原則として、開館時間中は、常時2人以上を配置してください。（原則として日常会話程度の外国語能力を有する人）
-------------	---

の賃金)	<ul style="list-style-type: none"> 賃金単価 時給 956 円 人件費積算上の開館日数（4月1日～3月31日）は、のべ347日（うち土曜、日曜、休日は116日） 常勤の責任者を置く場合、賃金等の条件は、応募者が設定してください。
事務費	<ul style="list-style-type: none"> プラザの運営に必要となる旅費、消耗品費、食糧費、修繕料、物品購入費、塵芥処理費、通信運搬費（インターネット接続費用含む） プラザの賃借料及び光熱費は、区役所が負担します。
国際交流ラウンジ事業費	<ul style="list-style-type: none"> 外国人支援事業などに必要となる報償費、消耗品費、印刷製本費等
青少年の地域活動拠点づくり事業費	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の地域活動拠点づくり事業に必要となる人件費、事業費、広報費等

(4) 事業計画書等作成にあたっての留意事項

ア 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とします。

イ 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

※様式5、7のみ5ページまで作成することを可能とします。

エ 多色刷りは可能としますが、モノクロ複写したものを使用することもありますので見易さに配慮をお願いします。用紙の大きさは原則A4版とします。

7 選定の方法

応募書類の内容を踏まえ、都筑区が設置する評価委員会において、次の視点等を考慮し、提案内容等についてプレゼンテーションを行っていただいた上で、選定を行います。

- (1) 組織としての意思決定が適正に行われ、健全な財務状況にあること
- (2) 多言語での対応や生活情報等を熟知した人材の確保・育成ができること
- (3) 運営に当たり、地域における外国人コミュニティ、多文化共生又は青少年健全育成の関係団体、NPO、市民活動団体や学校等と積極的に情報共有を図り、これらと連携・協力して事業を進めプラザを運営する視点を有していること
- (4) 中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集う場を提供するなど、青少年の地域活動拠点としての機能を発揮する提案がなされていること
- (5) 地域の市民活動団体に対する活動の場の提供等を実施する事業計画があること。
- (6) 都筑区の地域特性やニーズを把握したうえで事業提案が行われており、その提案が実施可能なものであること
- (7) 個人情報に関する管理規定の整備や定期的な研修の実施など、個人情報の適正管理のため、必要な措置を講じることができること

※詳細は、評価基準項目（別添）を参照

プレゼンテーションには、団体の代表者その他の職員3名までの出席をお願いします。面接の日時、場所等については、後日応募団体に連絡します。

8 選定結果の通知および公表

平成 28 年 10 月中旬を予定しています。選定の結果については、区ホームページで公表及び文書にて応募団体にお知らせします。

9 運営委託期間

運営委託期間は原則として平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。ただし、委託契約は、都筑区と協議の上、年度ごとに締結するものであり、無条件に複数年度の継続契約を約束するものではありません。毎年度、事業の評価を行い、その結果が良好であると認められれば原則として委託契約を更新しますが、評価結果によってはプロポーザル評価の有効期間中でも委託契約を更新しないことがあります。なお、平成 29 年度の委託契約期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとします。

また、運営期間中に次の事項に該当し、運営団体として適当でないと本市が判断した場合には、年度途中であっても委託契約の解消や管理運営の停止を命じることがあります。

- (1) プラザの管理運営にあたり、本市との連携及び協力の姿勢がみられないとき
- (2) 委託契約において重大な違反があり、それにより契約を継続することが困難なとき
- (3) その他運営団体として適当でないと本市が認めるとき

※区が示す委託業務仕様書は、年度ごとの契約段階で若干の修正が入る場合があります。

1.0 選定後の手続き、留意事項等

- (1) 運営団体として選定された後は、契約締結のため、事業に係る経費の見積書を提出していただきます。金額については、区があらかじめ定める予定価格以下で契約額を決定します。なお金額の決定に際し、見積書に記載の金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額（1 円未満の端数は切り捨て）を加算するため、団体は消費税及び地方消費税の課税事業者か免税事業者かを問わず、事業に係る経費としたい金額の 108 分の 100 に相当する金額を見積書に記載してください。
- (2) 青少年の地域活動拠点事業については、市と協議の上、事業補助申請をしていただいた上で、補助金交付額及び事業計画を決定していきます。
- (3) 本要項で示した委託料及び補助額の上限については、財政の状況により変更となる場合があります。

1.1 スケジュール

募集要項配布	7 月 20 日（水）から 8 月 1 日（月）まで 下記 URL よりダウンロード又は都筑区役所地域振興課窓口で入手してください。（窓口での配布の場合は、1 団体に 1 部のみ配布します。）
URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/chiiki/kumin/20160708180428.html	
参加意向申出書提出	8 月 1 日（月）まで

参加資格確認結果通知・ 提案書提出要請書の発送	8月10日（水）
質問書提出期間	8月10日（水）から8月19日（金）まで
質問書への回答	8月25日（木）予定
提案書類受付期間	8月26日（金）から9月1日（木）
団体によるプレゼンテ ーション	9月23日（金）予定 ※場所、時間等の詳細については、応募団体に連絡します。
結果通知	10月中旬

12 情報の公開

応募にあたり提出いただいた書類は、原則として情報公開の対象となります。ただし、特定の個人が識別されたり団体の正当な利益を害する恐れがある情報は、公開しない場合があります。

1.3 その他

- (1) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- (2) 手続きに使用する言語及び通貨
 - ア 言語：日本語
 - イ 通貨：日本国通貨
- (3) 本契約の締結には、契約書の作成を要します。
- (4) この募集に基づき受託候補者として選定された団体との契約の成立は、本事業実施に係る平成29年度予算案が横浜市議会において可決されることを条件とします。可決されなかった場合には契約が成立しなかったものとして取扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。
- (5) 応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

1.4 提出・問い合わせ

都筑区役所地域振興課区民活動係 5階51番窓口（担当：小林、山口）

午前8時45分～午後5時 ※土・日・休日除く

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央3-2-1

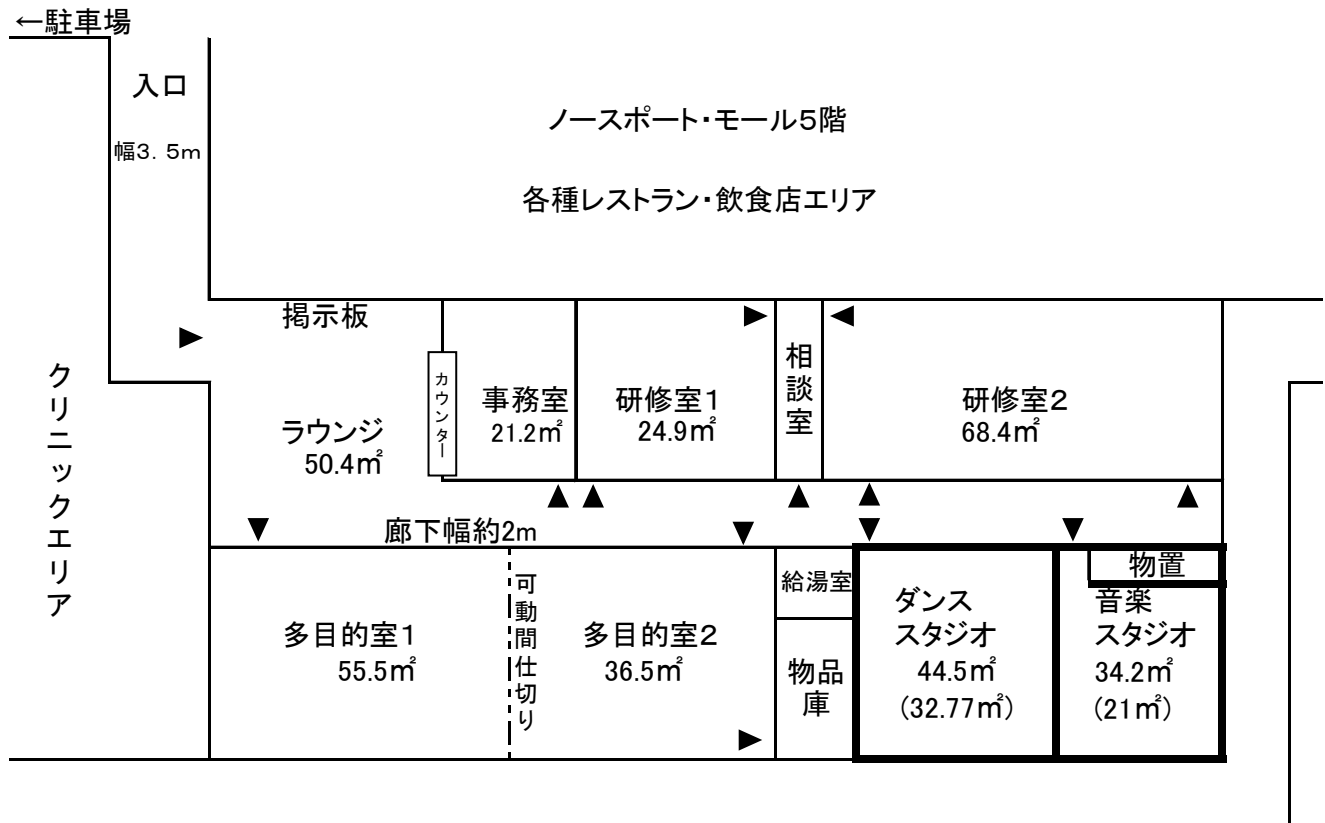
TEL：045-948-2235 FAX：045-948-2239

Eメール：tz-chishin@city.yokohama.jp

※ ご持参される場合は、上記時間内にお越しくください。

※ 質問書を電子メール、FAXでご提出の場合、電話にて到達確認をしてください。

(別図)



()内有効面積
防音壁を整備しているため